



## 桐生市職業訓練センターの指定管理者の募集について

指定管理期間が令和6年3月31日で満了いたします桐生市職業訓練センターにつきまして、指定管理者を募集します。

### ■内 容

- 1 公募する施設  
桐生市職業訓練センター
- 2 指定管理者の業務
  - (1) 職業に関する研修、講習、講座等に関すること。
  - (2) センターの施設及び設備の提供に関すること。
  - (3) センターの施設等の使用の許可に関すること。
  - (4) センターの施設等の維持管理に関すること。
  - (5) その他施設の管理上、市長が必要と認める業務
- 3 指定期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年
- 4 応募資格
  - (1) 指定期間中、施設の設置目的を達成するため、安定的に継続して管理運営できる法人であること。
  - (2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業能力開発訓練を実施することができる法人であること。
  - (3) 職業能力開発促進法第31条に規定する職業訓練法人であること。

裏面につづく

5 募集要項の配布

(1) 配布期間：令和5年7月3日（月）～令和5年8月4日（金）

(2) 配布場所：桐生市ホームページから申請書類をダウンロード

※紙文書で配布を希望する場合は、配布期間内の平日の午前8時30分から午後5時までの間に桐生市産業経済部商工振興課の窓口で配布します。

6 応募書類の受付

(1) 受付日時

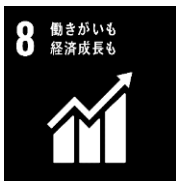
令和5年8月10日（木）から令和5年8月31日（木）まで  
受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法

持参または郵送（締切日必着）で提出

(3) 受付場所

桐生市役所産業経済部商工振興課（新館3階）



【問い合わせ】

産業経済部商工振興課工業労政担当  
TEL：0277-46-1111（内線565）